

鳥栖市立中学校給食調理・配送業務 実施方針

令和7年2月13日
鳥栖市教育委員会

目次

■ 第1 総則	3
■ 第2 中学校給食の概要	3
1 中学校給食のあり方	3
2 事業方式	4
3 喫食形態	4
4 給食実施日	4
5 業務開始時期	4
6 配膳方式	4
7 献立方式	4
8 アレルギーに対する考え方	5
9 市立中学校の概況	6
■ 第3 法令及び基準等の適用	7
1 関係法令・条例等	7
2 要綱・各種基準等	7
■ 第4 スケジュールに関する事項	8
■ 第5 責任分担等に関する事項	8
1 責任分担に関する基本的な考え方	8
2 業務分担	8
3 損害賠償等	9
4 委託料について	9
5 モニタリングの実施について	10
6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	10
■ 第6 業務継続が困難となった場合の措置に関する事項	10
■ 第7 その他事項	11

鳥栖市立中学校給食調理・配送業務実施方針では、次のように用語を定義する。

市	鳥栖市
業務	鳥栖市立中学校給食調理・配送業務
プロポーザル実施要領	鳥栖市立中学校給食調理・配送業務公募型プロポーザル実施要領
実施方針	鳥栖市立中学校給食調理・配送業務実施方針
要求水準書	鳥栖市立中学校給食調理・配送業務要求水準書
中学校	鳥栖市立中学校
受託者	鳥栖市立中学校給食調理・配送業務を受託したもの
配送業務	受託者の施設から食器及び給食を受託者の提供する専用車両にて鳥栖市立中学校の配膳室へ運ぶ業務
配膳業務	受託者が配送校に配置する従事者が食器及び食缶を配置する業務等

■ 第1 総則

1 目的

この実施方針は市の中学校給食を安全安心に実施するため、鳥栖市立中学校給食調理・配送業務の受託者を募集及び選定するにあたり、公募型プロポーザルに参加する応募者の提案に具体的な指針を示すものであり、受託者を決定するうえで必要な事項を定めるものである。

2 位置づけ

本実施方針は、市が公募型プロポーザルを実施するにあたり公表する「プロポーザル実施要領」及び「要求水準書」と一体のものである。

■ 第2 中学校給食の概要

業務の概要は次のとおり。

1 中学校給食のあり方

- (1) 喫食形態は、「全員給食」を基本とする。
- (2) 配膳方式は、「食缶方式」とする。
- (3) 食物アレルギーに対する対応は、「鳥栖市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って行う。
- (4) 提供方式は、民間施設で調理を行う民間調理場活用方式とする。

2 事業方式

受託者は、本業務に必要な調理施設・設備、配送用車両、備品、消耗品等を用意すること。施設は、新設・既設（改修・増築を含む。）を問わないが、要求水準書の内容を満たす施設とし、要求水準書に基づき給食調理・配送業務の実施が可能な場所（鳥栖市内に限る）に整備すること。なお、事業用地については、所有、賃貸のいずれも可であるが、その費用は、受託者の負担とする。

受託者は、調理場を市に対し所有権移転せず、所有する施設及び設備等を業務期間にわたり適正に維持管理することとする。

3 喫食形態

学校給食を通じた食育を推進するため「全員給食」を基本とする。ただし、食物アレルギー等を理由とする弁当の持参は可能とする。

4 給食実施日

給食実施日は契約履行期間内で、各中学校の開校日とする。（概ね年間195日程度となる見込み）

また、各中学校の開校日の詳細については別途、市が受託者に指示するものとする。

5 業務開始時期

令和8年8月26日

6 配膳方式

生徒の食に対する理解の促進や協働によるコミュニケーションの醸成など、学校給食を生きた教材として活用する効果が期待できる「食缶方式」とする。

7 献立方式

献立は、次の基本的考え方に沿って、市が配置する栄養士が作成する。

(1) 献立方式

1種類（食物アレルギー対応食の献立は別途あり。なお、除去食についても献立は1種類）

(2) 標準品数

主食及び副食 計4品（主菜1品、副菜2品）

(3) 炊飯

調理場で実施

(4) 直送品

調理を要しない食材（例：牛乳など）については学校への直送とする。

8 アレルギーに対する考え方

市は給食対象学校の生徒の食物アレルギー等の状況を適切に把握し、受託者に対し個別に使用してはならない食材を具体的に指示するものとし、受託者は原則としてこの指示に従って、市と協議の上、アレルギー対応食の調理を行わなければならない。

なお、「そば・落花生・キウイフルーツ・くるみ・カシューナッツ」については本市の学校給食では使用しないこととし、「鶏卵・乳・えび・かに」の4品目については、対応食を調理することとする。

また「調味料」「エキス」「添加物」「コンタミネーション」については、除去の対象としない。

ただし、市の指示どおりの対応が困難な場合や個別の対応について、受託者は事前に市と協議のうえ対応するものとする。

その他のアレルギー品目については、各家庭に詳細献立を配付し各家庭において喫食の可否を判断するので、本業務において対応は考慮しない。

9 市立中学校の概況

市立中学校 4 校の所在地を参考として以下に示す。

○学校位置図及び住所



名 称	住 所	電話番号
鳥栖中学校	鳥栖市本町 2 - 1 0 4 - 1	0 9 4 2 - 8 3 - 2 5 3 7
田代中学校	鳥栖市田代外町 6 5 1 - 1	0 9 4 2 - 8 3 - 2 7 5 8
基里中学校	鳥栖市原町 6 7 2 - 1	0 9 4 2 - 8 3 - 2 9 4 4
鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町 7 7 - 1	0 9 4 2 - 8 3 - 2 0 8 6

■ 第3 法令及び基準等の適用

受託者は、業務の履行及びサービスの提供に当たり次の法令、要綱及び各種基準等を遵守すること。なお、関係法令等（条例を含む。）及び関係要綱、各種手続き等については最新のものを参照して遵守すること。

主な法令、要綱等は以下のとおりである。

1 関係法令・条例等

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・学校給食法（昭和29年法律第160号）
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・食育基本法（平成17年法律第63号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・その他関係法令（条例及び規則を含む。）

2 要綱・各種基準等

- ・学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）
- ・学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）
- ・学校環境衛生基準（平成20年文部科学省告示第60号）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成19年厚生労働省告示第85号）
- ・学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成20年3月文部科学省）
- ・調理場における洗浄・消毒マニュアルPartⅠ（平成21年3月文部科学省）
- ・調理場における洗浄・消毒マニュアルPartⅡ（平成22年3月文部科学省）
- ・学校給食調理従事者研修マニュアル（平成24年3月文部科学省）
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）
- ・学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（公益財産法人日本学校保健会）
- ・学校給食における食中毒防止Q&A（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・学校給食における食中毒防止の手引き（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・その他関係要綱・基準等

■ 第4 スケジュールに関する事項

1 スケジュール（予定）は次のとおりとする。

日 程

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年2月13日（木） |
| (2) 質疑受付期限 | 令和7年2月28日（金） |
| (3) 質疑回答期限 | 令和7年3月7日（金） |
| (4) プロポーザル参加申込書兼誓約書等提出期限 | 令和7年3月14日（金） |
| (5) 提案書及び見積書提出期限 | 令和7年4月11日（金） |
| (6) プレゼンテーション実施（受託候補者選定委員会） | 令和7年4月25日（金） |
| (7) 審査結果通知（予定） | 令和7年5月7日（水） |

■ 第5 責任分担等に関する事項

受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本業務における責任分担の基本的な考え方は、市と受託者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 業務分担

業務分担は原則として表に定めるとおりとする。

（表）業務分担表

業務	業務内容	市	受託者
施設整備を伴う場合の業務	事業用地の確保（新設・既設いずれの場合も）		○
	設計業務（基本設計、実施設計及び設計に伴う近隣対応等）		○
	建設業務（工事及び必要な調査、手続、工事に伴う近隣対応、電波障害対策等）		○
	工事監理業務（工事の監理）		○
	その他施設整備に関する業務		○
	調理設備等調達業務（厨房設備等の調達、設置等）		○
運営業務	開業準備	○	○
	献立作成・栄養指導	○	
	食数の決定	○	
	食数の管理		○

食材の調達	○	
食材の検収		○
調理（食物アレルギー対応食を含む。）		○
衛生管理	○	○
作業工程表等の作成		○
保存食の管理（原材料・調理済食品等）		○
検食		○
配缶、配送、配膳、回収		○
洗浄・消毒・清掃（調理設備、配膳室等）		○
残渣の計量及び廃棄物の処理		○
建築物及び建築設備点検保守・修繕		○
建築設備運転監視		○
食器・食缶等及び備品類保守管理		○
食器・食缶・箸等の購入	○	
警備・清掃（施設）		○

3 損害賠償等

次に掲げる事項に該当し、その結果、市に損害を与えた場合は、受託者は市に損害を賠償しなければならない。

- (1) 故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌その他人体に有害な物質を給食に混入したとき。
- (2) 故意又は過失により、施設、備品類等を破損、紛失、又は遺棄したとき。
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受託者に対して改善勧告し、一定期間内に改善策の提出及びその実施を求めることができる。なお、受託者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は契約の解除及び、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

4 委託料について

市は業務期間中、受託者に委託料を支払う。支払いの頻度は原則として月毎の支払とする。委託料は契約締結後、日本国内における賃金水準または物価水準の変動により委託料が不適當になったと認めたときは、委託料の単価の変更の協議を行えるスライド条項を盛り込む予定である。また、受託者の契約の履行状況により、市は受託者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

5 モニタリングの実施について

市は、受託者が実施する業務について、適正かつ確実に行われているか確認するために定期的及び必要に応じモニタリングを実施することとする。なお、具体的な監視方法や内容については、契約書に定めることとする。

また、受託者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられていない場合、市は受託者に対し是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、委託料の支払減額等を行うことができることとする。

6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と受託者は、誠意をもって協議するものとする。

また、本業務に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、市の所在地を管轄する第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

■ 第6 業務継続が困難となった場合の措置に関する事項

本業務において、業務の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 受託者の債務不履行により業務の継続が困難となった場合

- (1) 受託者が実施する業務が契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他契約で定める受託者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、受託者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、委託料の減額又は支払停止措置を取ること、又は契約を解約することができる。
- (2) 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が契約を解約した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行が困難となった場合には、受託者が引継ぎを行うことを前提として、実施可能な対応策を市に提案しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により受託者が契約を解約した場合、市は、受託者に生じた損害を賠償するものとする。
- (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合不可抗力その他市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び受託者双方は、業務継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び受託者は、契約を解除することができるものとする。

3 その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定める。

■ 第7 その他事項

1 プロポーザル実施に伴う費用負担

プロポーザル実施に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

2 実施方針に関する問合せ先

〒841-0054

鳥栖市蔵上町117番地3

鳥栖市教育委員会事務局 学校給食課 学校給食センター係

tel 0942-85-8050 fax 0942-85-8051

e-mail e-lunch@city.tosu.lg.jp